

「臓器移植の有償あっせん容疑による逮捕」報道を受けての声明

このたび、海外での臓器移植を有償であっせんしたとして、臓器移植法違反の疑いで逮捕者が出たとの報道に接し、日本移植者協議会は深い憂慮を表明いたします。

日本移植者協議会は、臓器移植によって新たな命をいただいた移植者や、移植を待ち続ける患者、そのご家族を支援する立場として、患者の切実な思いにつけ込み、法令に反して利益を得ようとするいかなる行為も断じて容認することはできません。

移植を必要とする患者は、一日でも早く治療を受け、健康な生活を取り戻したいという切実な願いを抱えています。そのような患者や家族の不安や焦りを利用した違法なあっせんは、患者の尊厳を損なう極めて悪質な行為であり、強く非難します。

一方で、この事件によって、適法な手続きのもとで海外渡航移植を必要とする患者や、国内で移植を待ち続ける患者への支援や理解が損なわれることがあってはなりません。医療上やむを得ない事情により海外での移植を選択せざるを得ない患者も存在しており、その方々が不当な偏見や誤解を受けることのないよう願います。

今回の事案を契機として、違法な臓器移植あっせんを防止するための実効性ある対策や制度の検証・見直しが進められることを期待します。

しかしながら、こうした問題の根本的な解決には、国内における臓器提供のさらなる推進が不可欠です。現在も多くの方が移植を待ちながら、十分な臓器提供が得られず、厳しい状況に置かれています。国内で安心して適切な移植医療を受けられる環境を整備することが、違法なあっせんの温床をなくすことにもつながると考えます。

臓器提供の意思表示は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、意思表示カード、インターネットによる意思登録などを通じて行うことができます。私たちは、国民一人ひとりが臓器移植について理解を深め、ご家族と話し合う機会を持ち、「提供する」「提供しない」のいずれであっても、ご自身の意思を表示していただくことを願っています。

日本移植者協議会は、今後も移植を受けた方々、移植を待つ患者、ご家族、そして臓器提供者とそのご家族への感謝と敬意を忘れることなく、公正で信頼される臓器移植医療の実現に向けて活動を続けてまいります。

令和8年8月3日

特定非営利活動法人 日本移植者協議会
理事長 中井 真一